

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和元年12月11日（水曜日）
午後1時10分開会、午後1時28分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
商工労働観光部
戸館商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、浅沼参事兼観光課総括課長、似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
商工労働観光部関係審査
議案第28号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第5号）
第1条第2項第1表中
歳出 第7款 商工費
- 9 議事の内容

○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第28号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑副部長兼商工企画室長 議案第28号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は第7款商工費の7億6,573万2,000円の増額補正であり、令和元年台風第19号被害への対応に要する経費であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の9ページをお開き願います。以下金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

第7款商工費、第1項商工業費、第2目中小企業振興費の地域企業再建支援事業費補助は、被災した地域企業の早期再建を図るため、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村へ補助しようとするものであります。

10ページに参りまして、第2項観光費、第1目観光総務費のいわてふっこう割事業費は、令和元年台風第19号の影響により落ち込んだ観光需要と観光事業を早期に回復及び喚起するため、県内の旅行商品や宿泊に対し旅行者等が行う割引に係る費用を支援しようとするものであります。以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**川村伸浩委員** 1点だけお願いします。いわてふっこう割事業費でありますけれども、このスケジュールはどうなるのか、それからその内容について少し詳しくお願いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** スケジュールでございますけれども、本日補正予算の議決をいただきました後、委託事業の形で進めますので、委託事業者の選定を行いまして、ふっこう割対象につきましては、1月中旬のスタートを考えております。この事業自体が国の予備費を充当している事業で、年度末が国の期限と言われておりまして、それらの精算事務等を考えますと、終了は3月中旬ぐらいと見ております。ただし、予算に達しますと事業が継続できないので、その時点で一旦事業は終了となるものでございます。

○**川村伸浩委員** わかりました。そうした場合の対象といいますか、どのくらい県内に観光客が呼び込めるのかをお願いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 現在推計をしているところでございますが、この割引支援によりまして延べ1万5,000人泊を創出したいと考えております。

○**高橋但馬委員** 今回補助限度額が24億3,675万円とのことで、国から予算が来るのだと思いますけれども、岩手県には交付限度額が4,500万円強であり、ほか東北では宮城県と福島県が交付対象となっておりまして、宮城県は1億6,200万円、福島県は3億5,200万円で、岩手県に比べるとかなり交付限度額が高いと思ったのですが、その辺はどのように認識しているのでしょうか。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 国の算定基準は、令和元年10月15日から10月30日までの宿泊等のキャンセルをもとに推計をしたと伺っております。細かい計算ルールはお示しいただいていないわけでございますが、やはり宮城県、福島県の宿泊等のキャンセルの発生が非常に多かったのだらうと認識しております。

○高橋但馬委員 キャンセルの総数が岩手県に比べて宮城県、福島県が多かったのだと思います。また、先ほど1万5,000人を見込んでいるとのことでしたが、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合で調べた10月12日から14日の3連休のキャンセルが1万6,000件強あるので、そちらをある程度カバーできるようにとの考えでよろしいですか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 10月の3連休よりは、その後11月末までの1カ月半ぐらいでおおよそ1万5,000人泊予定であったとの数字を頂戴しておりますので、それに見合うところを何とか生み出したいと思っております、国の算定よりは多い計画を何とか生み出そうと計算しております。

○高橋但馬委員 沿岸に比べると内陸にホテル、旅館が圧倒的に多いわけで、多分内陸のキャンセル数のほうが多かったと私は認識していて、今回のこのスキームでは指定されたところ、沿岸地域が5,000円の配分なのですが、内陸を加味した対応も必要だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 今回の適用市町村につきましては、全市町村を想定しております。なおかつ沿岸はキャンセルも多かったとのことで、お客様ができるだけ沿岸に行くように考えておまして、例えば沿岸部は期間を1月から3月、内陸は少し短くと、期間で差をつけるような工夫をしようかと考えております。

○高橋但馬委員 そうすると、金額ではなくて、期間で差をつけるとの認識でよろしいですか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 金額につきましてはマスコミに出てしまいましたが、現在検討しておりますのが日本人の場合1泊3,000円以上からの宿泊費に対する助成と考えておまして、県内一律でございます。1泊3,000円以上5,000円未満の場合2,000円の調整、5,000円以上1万円未満の場合3,000円、1万円以上の場合最大5,000円ということで、これは金額を全県一律で進めております。

○高橋但馬委員 沿岸に行かれた方は、必ず内陸にも周遊することが基本でありますので、その辺一律にさせていただけると、全県が復興に向けて一丸となって取り組んでいけると考えております。

あともう一点なのですけれども、先日観光庁からふっこう割事業の説明があったと思うのですけれども、先ほどこのスキームの期間は1月中旬から3月中旬と話をされておりました。代替的交通手段については、県ではどのように考えていますか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 代替的交通機関の事業がございしますが、これは想定が箱根登山鉄道と聞いておまして、その鉄道がとまっている期間、代替輸送機関でなければ目的地に行けない場合について、代行バスあるいは他の代替輸送機関分の支援をするとのこと、本県ではなかなかその対象にするほどの宿泊施設がないのが現状でありまして、三陸鉄道が一部関係するかも考えましたが、それよりは宿泊施設にしっかりと予算を回したほうが良いとのこと、予算配分の中で分けるとのことだったので、全額宿泊施設の助成に回したいと考えております。

○高橋但馬委員 沿岸エリアでは、三陸鉄道が3月の全面復旧に向けて今いろいろな対応を行っていますけれども、三陸鉄道の運休期間、何か対応してほしいとの話も聞いているのですけれども、その辺はどのように考えますか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 現在いわて観光キャンペーン推進協議会で、三陸を周遊するバスツアーに関して、バス代金の助成事業をやっておりまして、今回の宿泊費の助成が入った場合でも活用できると定めておりますので、それを活用していただくよう積極的なPRをして、観光バスツアーにもしっかり対応していきたいと考えております。

○高橋但馬委員 沿岸地域ではそういう不安を抱えている施設もあると思うので、その辺の周知もぜひやっていただきたいと思います。終わります。

○佐々木朋和委員 ただいま高橋但馬委員からふっこう割事業費の詳細設計について質問があったのですが、地域企業再建支援事業費補助金について、先ほど全県対象とのことでしたが、こちらの範囲はどのようになっているのか。また、被災の程度によって差があるのか、あるいは着手している部分に対して遡及はきくのか、あと補助についての上限等はあるのか、この辺についてお示しいただきたいと思います。

○関口経営支援課総括課長 まず、被災企業再建支援事業費の対象市町村のことでお尋ねがありました。県としては、対象区域を特定していないところではありますが、この事業については市町村が被災事業の復旧等を支援する補助制度を実施することを前提としているものです。

次に、被害の程度によって何か違いがあるかとのことでありますが、事業者の施設設備等の復旧など、市町村が実施する補助事業の対象であればそこは対象になりますので、被害が大きい小さいについては差がないと思っております。

遡及適用について、本議会において予算提案させていただいた被災企業再建支援事業費補助は、国の補助事業を活用することとしており、国からは事業者が発災日以降に着手したものを遡及して対象とすることが可能とされておりますので、県としてもこの趣旨を踏まえ、柔軟に対応してまいります。上限については設けないことで予定しております。

○佐々木朋和委員 柔軟な制度設計をしていただいてありがたいと思っております。その中で、先ほど市町村は事業を起こしたところが対象になるとのことでしたが、今のところ、被災事業者を抱えている市町村が手を挙げる予定になっているのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思えますし、上限額がないということは予算枠に到達次第、募集を終えるのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 市町村の対応であります。一部の市町村では既に被災した中小企業者の施設等の復旧を支援するための予算を措置しているところもありますし、今後それを予定しているところもあります。したがって、9月補正予算で既に県が中小企業者の施設等の復旧を支援することでお知らせしていますので、それを踏まえて予算措置をしている部分もありますし、これからのところもあります。

あとは予算措置され次第着手すると思われまます。県の予算としては、今回措置した7億

2,000万円で予定をしておりますが、この予算については現在の被害状況等を踏まえて十分に対応できると見込んでおります。なお、これから市町村等で所要額をさらに精査していく過程の中で、措置が必要な場合は対応を検討してまいりたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。